

12月3日～9日は障害者週間です

障害者週間とは、平成16年6月に障害者基本法で定められた週間で、障がい者への理解や関心を深める目的で制定されました。
期間中は、行政機関や関係機関で、意識啓発に関する取組みを行っています。



障害者差別解消法をご存知ですか？

正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います。障がいのある人とそうでない人が、人格や個性を尊重し共生できる社会を実現するために、平成28年4月から施行されました。国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対し、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

障がいを理由とした 不当な差別にあたる行為の例

- 入店を断る。
- 病院の受診や学校の入学を拒否する。
- 必要がないのに付添人の同行を求める。
- 本人の意向を考慮せず必要な物を買わせる。

合理的配慮とは？

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては対応に努めること)を求めています。

合理的配慮の例

- 飲食店を利用する際、車椅子で着席したい
例：椅子を片付け、車椅子で座れる空間を作る。
- 障がいにより、言葉でのやり取りが難しい
例：筆談や手話などで対応する。
- 配付物の文字が小さくて読めない
例：配付物の文字を拡大して、相手に読みやすくする。
- 窓口で手続きをする際、周囲の目が気になる
例：周囲に人がいない場所や個室での手続きを行う。

【相談窓口】

障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供について、ご相談がありましたら、社会福祉課障がい福祉担当までご連絡ください。ご相談は窓口に限らず、電話、FAX、電子メールでも可能です。
☎ (42) 8435 • FAX (43) 5600 • ✉ syakai@city.satte.lg.jp

LGBTQ



人権それは愛

多様な性を考える

～性別に関わりなく誰もが自分らしく生きられる社会を目指して～

レズビアン (女性の同性愛者)	L	心の性が女性で、恋愛対象も女性
ゲイ (男性の同性愛者)	G	心の性が男性で、恋愛対象も男性
バイセクシュアル (両性愛者)	B	恋愛対象が女性にも男性にも向いている
トランスジェンダー	T	身体の性と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ人
クエスチョニング	Q	性の在り方に迷う人

*セクシュアルマイノリティ

みなさんは性で苦しんでいる人を知っていますか。

例えば、左表の[LGBTQ]という言葉はそれぞれの頭文字から取った言葉で、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉の一つとして用いられることがあります。

このほか、エックスジェンダー(性自認を男女いずれかでは認識していない人)、アセクシュアル(性愛的な関係を求めている人)などの性が存在しています。



*あなたの身近にも…

「言葉では聞いたことがあるけれど、身近な人にはいない…」
そう思っているのは、本人が言えない、みなさんが知らないだけかもしれません。そして、本当のことを言えずに、生きづらさや居場所のなさを感じて、苦しんでいる人がいるのだとしたらどう感じますか。

[LGBTQ]だと感じている人が身近にいるかもしれないと考えて行動するだけで、知らぬ間に人を傷つけることはなくなっていくのではないのでしょうか。
性は多様です。みなさんが理解し、性別に関わりなく誰もが自分らしく生きられる社会を作っていきましょう。

問合せ 社会教育課
☎ (43) 1111 内線 642



荒川舞絢 (東中学校2年)



堂本和生 (幸手小学校6年)



塚田璃久 (行幸小学校5年)



渡部友梨奈 (長倉小学校3年)



▼明るい選挙 啓発ポスターの展示
12月14日(月)から25日(金)まで全応募作品を市役所本庁舎1階ロビーに展示します。
問合せ 選挙管理委員会
☎ (43) 1111 内線 513
FAX (44) 0485



小沼侑香里 (東中学校3年)



武井悠真 (東中学校1年)



関根瑛麻 (幸手小学校6年)



新井真優 (吉田小学校5年)

明るく正しい選挙の大切さを伝える「明るい選挙啓発ポスター」の幸手市入選作品を紹介いたします(敬称略)。